

議案第7号

泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月28日提出

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。